

データ集

組織統治

人権

労働慣行

環境

公正な事業慣行

消費者課題

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

組織統治

■:マテリアリティ

※GRIガイドライン第4版の該当項目

指標		バウンダリー				実績	
■経済的パフォーマンス	GRI※	上流	自社		下流	2014年度	
			単体	連結			
創出、分配した直接的経済価値	EC1	—	●	—	—	ステークホルダー	分配額（百万円）
						取引先	287,037
						従業員	52,403
						株主	7,747
						債権者	3,361
						政府・行政	20,923
						社会	37
						企業内部	25,579
						合計	397,087
※上記「債権者」「政府・行政」は連結、それ以外は横浜ゴム単体を示します。							
政府から受けた財務援助	EC4	—	●	—	—	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は15.0百万円でした。	

人権

■:マテリアリティ ☆:KPI

※GRIガイドライン第4版の該当項目

指標		バウンダリー				実績
■児童労働	GRI※	上流	自社		下流	2014年度
			単体	連結		
☆ 児童労働に関してリスクがあると特定した業務（製造工場など）やサプライヤーの数	HR5	●	—	—	—	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）
上記問題が存在する国や地域		●	—	—	—	—
児童労働の根絶のため行った対策		●	—	—	—	—
児童労働防止策（有無）		—	●	●	—	有り（行動指針にて規定）
■強制労働						
☆ 強制労働に関してリスクがあると特定した業務（製造工場など）やサプライヤーの数と種類	HR6	●	—	—	—	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）
上記問題が存在する国や地域		●	—	—	—	—
強制労働の根絶のため行った対策		●	—	—	—	—
■人権に関する苦情処理制度						
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった人権に関連する苦情の総件数	HR12	●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。（0件）
上記のうち、対応した人権に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	0件
上記のうち、解決した人権に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	0件
以前から申し立てがあった人権に関連する苦情で、解決した件数		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	0件
□研修						
人権をテーマに従業員研修の総時間数	HR2	—	●	—	—	6,053時間
人権をテーマにした研修を受けた従業員数の割合		—	●	—	—	100%（集合研修受講対象者対比） 100%（e-learningは全員受講）
□差別事例						
発生した差別事例の総件数	HR3	●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	0件
上記、差別事例の状況と実施した措置		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	0件
□結社の自由と団体交渉						
結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務（製造工場など）やサプライヤーの数と種類	HR4	●	—	—	—	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）
上記問題が存在する国や地域		●	—	—	—	—
人権政策（有無）		—	●	●	—	有り（行動指針にて規定） コンプライアンスカードを配布・周知
国連グローバル・コンパクト（加盟・非加盟）		—	●	●	—	国連グローバル・コンパクトに加盟（2012年5月）
内部告発者保護ポリシー（有無）		—	●	●	—	有り

労働慣行

■:マテリアリティ ☆:KPI

※GRIガイドライン第4版の該当項目

指標		バウンダリー				実績
■労働安全衛生	GRI※	上流	自社		下流	2014年度
			単体	連結		
中央安全衛生委員会、事業所安全衛生委員会、部門安全衛生委員会を組織する各委員が行っている活動	LA5	—	●	●	—	・中央安全衛生委員会 横浜ゴムグループ全体の安全衛生に関する方針、施策の審議 ・事業所安全衛生委員会 上記の方針、施策を各拠点で展開 ・部門安全衛生委員会 上記の方針、施策を各部門の全ての従業員に展開
上記、委員会に代表を送ることができる組織の人数と、横浜ゴムグループ全体に対する割合		—	●	●	—	100%
☆ 労働災害について、傷害の種類と傷害率、業務上疾病率、休業日数率、欠勤率、業務上の死亡者数(地域別、性別)	LA6	—	●	●	—	休業度数率0.40(百万時間) 強度率 0.00(百万時間)(国内)
上記のような災害統計の記録や報告に関する規則。また、その規則がカバーしている主要な業務や地域		—	●	●	—	「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています
事故率や、伝染病の発症率、特定疾病発症率が高い業務に従事する従業員の数	LA7	—	●	●	—	該当する業務はありません
労働組合と締結した正式な協定の中に、安全衛生について組み込まれているか否か	LA8	—	●	●	—	組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています(国内:「労働協約書 第17条」で規定)
上記は、各地域の労働組合、もしくは全世界の労働組合と締結した協定か否か		—	●	●	—	国内は本部一支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。
健康・安全政策(有無)		—	●	●	—	有り:設備や作業の安全対策、心と体の健康づくり、交通事故防止など6つの施策を実施
従業員負傷数		—	●	●	—	15人(休業災害人数)
傷害事故によるロスタイム		—	●	●	—	384hr
傷害事故による非就労時間率(%)		—	●	●	—	17.37
記録可能事故率(%)		—	●	●	—	0.13
死亡者数 - 従業員		—	●	●	—	0人
死亡者数 - 契約業者		—	●	●	—	0人
死亡者数 - 第三者		—	●	●	—	0人
■研修および教育						
☆ 従業員一人当たりの年間平均研修時間(男女別、従業員区別に回答をお願いします)	LA9	—	●	—	—	男性:8.3時間(総合職)、6.0時間(技能職) 女性:8.3時間(総合職)、6.0時間(技能職)
従業員のスキルアップのために実施した研修の種類	LA10	—	●	—	—	新入社員研修、テクノカレッジ、階層別研修、再雇用前研修など計28コースを実施しています。
退職を間近に控えた従業員や、退職した従業員を支援するためのプログラムの有無 ・退職前プランの策定支援 ・継続勤務を予定する人のための再研修 ・退職金の有無 ・退職金について年齢・勤続年数を考慮しているかどうか ・就職斡旋サービス ・退職後の生活についてのカウンセリング		—	●	●	—	・退職前プランの策定支援:有り ・継続勤務を予定する人のための再研修:有り ・退職金の有無:有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮:有り ・就職斡旋サービス:有り ・退職後の生活についてのカウンセリング:有り
従業員の研修のために使った費用		—	●	—	—	177百万円
2014年度に、業績やキャリア開発について、定期的な評価を受けている(面談など)従業員の比率(男女別、従業員区別に回答をお願いします) ※従業員区分は、職位(上級管理職、中間管理職など)や、職務技能(技術、総務、製造など)の分類で、貴社の区分にあわせた報告をお願いします。	LA11	—	●	●	—	男性:100% 女性:100%
社員研修時間数		—	●	—	—	平均8.3時間(総合職)、6.0時間(技能職)
研修方針(有無)		—	●	●	—	有り
従業員CSRトレーニング(有無)		—	●	●	—	有り

■多様性と機会均等						
☆ 従業員の内訳(性別、年齢(30歳未満／30-50歳／50歳超)、国籍別に回答をお願いします)	LA12	—	●	●	—	男性:88% 女性:12% 30歳未満:- 30-50歳:- 50歳超:- 国籍:-
取締役会メンバーの内訳(性別、年齢(30歳未満／30-50歳／50歳超)、国籍別に回答をお願いします)		—	●	●	—	男性:100% 女性:0% 30歳未満:- 30-50歳:- 50歳超:100% 国籍:-
雇用機会均等政策(有無)		—	●	●	—	有り
□労働慣行に関する苦情処理制度						
正式な苦情処理制度に申し立てのあった労働慣行に関連する苦情の総件数	LA16	●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	29件
上記のうち、対応した労働慣行に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	28件
上記のうち、解決した労働慣行に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	28件
以前から申し立てがあった労働慣行に関連する苦情で、解決した件数		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	0件
□雇用						
新規雇用した人数と内訳(年齢、性別、地域)	LA1	—	●	—	—	171名
フルタイム従業員で離職した人数と内訳(年齢、性別、地域)		—	●	—	—	283名
正社員には標準支給しているが、派遣社員やアルバイトには支給しない給付	LA2	—	●	—	—	-
出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)	LA3	—	●	—	—	男女別なく100%
従業員総数		—	●	●	—	21,441名
従業員回転率		—	●	●	—	-
平均勤続年数		—	●	—	—	15.6年
従業員平均年齢		—	●	—	—	39.1歳
女性管理職比率(%)		—	●	●	—	-
従業員マイノリティー比率(%)		—	●	●	—	-
障害者従業員(%)		—	●	—	—	2.11%
マイノリティー管理職比率(%)		—	●	●	—	-
□労使関係						
従業員に著しい影響を与える業務変更を行う場合、従業員や従業員代表に事前に知らせる通知期間	LA4	—	●	●	—	転勤:2週間(国内)/2ヵ月(海外)
上記通知期間は、労働協約に定められているか、否か。		—	●	●	—	就業規則で決めています(国内)
組合加入従業員比率(%)		—	●	—	—	91%
□男女同一報酬						
女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、拠点別)	LA13	—	●	●	—	男女差はありません
公平な報酬政策(有無)		—	●	●	—	有り
□確定給付型年金制度の組織負担の範囲						
退職金積み立て制度の有無	EC3	—	●	●	—	有り(国内)
上記積み立て制度がある場合、これは義務的参加か、もしくは任意か。また、地域的制度か、もしくは国別の制度か。		—	●	●	—	国別の制度
退職金制度について		—	●	●	—	当社退職金は退職一時金と確定拠出年金の二つからなり、ほぼ6対4の比率になっています。退職一時金は一時金支給のみで年金支給はありません。(国内)

環境

■:マテリアリティ ☆:KPI

※GRIガイドライン第4版の該当項目

指標		バウンダリー				実績
■エネルギー	GRII※	上流	自社		下流	2014年度
			単体	連結		
☆ エネルギー総消費量	EN3	—	●	●	—	1,231,611MWh
上記のうち、再生可能なエネルギーの消費量		—	●	●	—	8MWh
電力、暖房、冷房、蒸気の総消費量		—	●	●	—	672,702MWh
電力、暖房、冷房、蒸気の販売量		—	●	●	—	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。
上記算出に使用した基準や前提条件等		—	●	●	—	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）
上記算出に使用した変換係数の情報源		—	●	●	—	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver3.4)」
スコープ3(サプライヤー、サプライヤーや顧客と横浜ゴムの物流、従業員の通勤や出張、製品使用時、製品の廃棄時)におけるエネルギー消費量	EN4	●	●	●	●	871,312,071MWh
上記のうち、再生可能なエネルギーの消費量		●	●	●	●	不明
上記算出に使用した基準や前提条件等		●	●	●	●	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）
上記算出に使用した変換係数の情報源		●	●	●	●	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）・CFP（カーボンフットプリント）・環境省のガイドライン
エネルギー使用量の、生産高原単位もしくは売上高原単位	EN5	—	●	●	—	2MWh/百万円（Scope1+2）
		●	●	●	●	1,394MWh/百万円（Scope3）
事業プロセスの見直しや、設備機器の転換や改造、従業員行動の変化、業務の変更などにより、削減されたエネルギー消費量（比較の基準となっている年度も併せて回答願います）	EN6	●	●	●	●	107MWh
2014年度に削減した、貴社商品使用時に必要なエネルギー量（比較の基準となっている年度も併せて回答願います）	EN7	—	●	●	—	35,971,814MWh
燃料使用量－石炭・褐炭(千トン)		—	●	●	—	4.5千トン
燃料使用量－天然ガス(千トン)		—	●	●	—	23千トン
燃料使用量－原油・ディーゼル油(千トン)		—	●	●	—	18千トン
エネルギー効率化政策(有無)		—	●	●	—	有り
■水						
☆ 水の総取水量	EN8	●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	8,660千m ³
上記の内訳 ・河川、海などの地表水 ・地下水 ・貴社が直接貯めた雨水 ・ほかの組織からの廃水 ・水道水		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	・地表水：55.5千m ³ ・地下水：6,368千m ³ ・水道水：2,236.7千m ³
		●	—	—	—	不明
算出するのに使用した基準や条件等		—	●	●	—	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2015」
取水することにより、地下水位の低下や生態系機能の変化など、著しい影響を受ける水源 ※著しい影響のある取水とは ・当該水域の年間平均水量の平均5%以上にあたる取水 ・絶滅危惧種の動植物が生息する地域からの取水 ・国内・国際的に指定された保護地域（ラムサール条約の登録湿地など）からの取水 ・生物多様性の観点から高い価値があると認められる水源 ・地域コミュニティや先住民族にとって高い価値があると認められる水源	EN9	—	●	●	—	<絶滅危惧種について> 三重工場取水域の宮川上流域にRED種のコナギギやアジメドジョウ、中流域にアカザやアブラボテが生息。三島工場の取水流域狩野川ではRED種のスジマドジョウが生息。平塚製造所の取水流域金目川にRED種のアユカケ、キンブナ、ニゴイ等が生息。 <保護地域からの取水について> 保護地域からの取水はなし。生物多様性の観点から高い価値があると認められる水源はなし。地域コミュニティにとって高い価値があると認められる水源はなし。
該当する水源がある場合は ・水源の規模 ・水源が国内もしくは国際的に保護地域に指定されているかどうか ・生物多様性からみた価値（種の多様性および固有性、保護種の数） ・地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値や重要性		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	該当無し
上記算出に使用した基準や前提条件等		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	不明
リサイクル、もしくは再利用された水の総量	EN10	—	●	●	—	171,882千m ³
上記、リサイクル・再利用された水が総取水量に占める割合		—	●	●	—	19.8倍
水政策(有無)		—	●	●	—	検討中
水使用量合計(千立方メートル)		—	●	●	—	180,542千m ³
水・生産設備(リットル)		—	●	●	—	不明
冷却水流入量(千立方メートル)		—	●	●	—	不明
冷却水流出量(千立方メートル)		—	●	●	—	不明
水使用効率(1－(排水量/水消費量))＊100		—	●	●	—	20 ※算定式：(1－(排水量/総取水量))*100

■生物多様性						
所有、賃貸、管理している土地で、生物多様性の保護地域内部、もしくは保護地域に隣接している場所の有無 ・ 地理的な場所 ・ 保護地域との位置関係 ・ 事業形態(事務所、製造・生産) ・ 事業敷地の面積 ・ 保護地域の特質 ・ 保護地域の登録先のリスト(例:IUCN保護地域管理区分、ラムサール条約など)	EN11	—	●	●	—	ヨコハマタイヤリットレッド(YTRH) 北海道苫小牧市 ウトナイ湖の近隣 リットレッドタイヤの製造・販売 5,508m ²
生物多様性価値の高い地域にある生産工場が生物多様性に対して及ぼす著しい影響 ・ 影響を受ける生物種 ・ 影響を受ける地域の範囲 ・ 影響を及ぼす期間 ・ 影響を及ぼした後の復旧が可能か否か	EN12	—	●	●	—	著しい影響を受ける種および地域はありません。
☆ 保護地域(事業活動による危害を受けることなく、環境が原状のまま保たれ、生態系が健全に機能している地域)、復元地域(過去に事業活動の影響を受けたが、修復措置によって生態系が健全に機能する状態に回復した地域)の有無 ・ 保護地域、復元地域の規模と所在地 ・ 復元地域がある場合、復元措置は外部の独立系専門家に承認されているかどうか	EN13	—	●	●	—	横浜グループの保護地域は三島市にある御殿川で延長約200m、新城市にある野田川と黒田川で各々延長約50m。2014年12月末現在、水生生物のモニタリングおよび排水河川の保全活動を実施。復元地域は該当なし。
事業活動の影響を受ける地域に生息する絶滅危惧種の総数 ・ 絶滅危惧IA類(CR) ・ 絶滅危惧IB類(EN) ・ 絶滅危惧II類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 軽度懸念	EN14	—	●	●	—	排水先河川では、下記の通り VU:メダカ(各河川)、カジカ大卵型(黒田川)の2種 NT:カマツカ(金目川)、ボウズハゼ(金目川)、カマツカ(金目川)の3種 軽度懸念:カワムツ(御殿川)、タモロコ(御殿川)、クロダハゼ(御殿川)、ナマズ(金目川)の4種
生物多様性保護政策(有無)		—	●	●	—	有り。 生物多様性保全方針の策定。定期的な生物多様性モニタリングとモニタリングに基づく保全を実施しています。
■大気への排出						
☆ 排出した温室効果ガスの量	EN15	—	●	●	—	334千トン
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等		—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO ₂
購入した「電力」、「地域の暖房施設や冷水プラントから供給される蒸気など」をつくるために、排出された温室効果ガスの量	EN16	—	●	●	—	351千トン
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等		—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO ₂
スコープ3(サプライヤー、サプライヤーや顧客と横浜ゴムの物流、従業員の通勤や出張、製品使用時、製品の廃棄時)で排出した温室効果ガスの量	EN17	●	●	●	●	30,844千トン
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等を記載		—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO ₂
温室効果ガス排出量の生産高原単位もしくは売上高原単位	EN18	—	●	●	—	0.53トン/百万現地通貨
事業プロセスの見直しや、設備機器の転換や改造、従業員行動の変化、業務の変更などにより、削減された温室効果ガス排出量(基準年)	EN19	—	●	●	—	5千トン(2013年度比)
横浜ゴムグループからのオゾン層破壊物質の排出量	EN20	—	●	●	—	オゾン層破壊物質の排出はありません
横浜ゴムグループからの下記ガスの排出量	EN21					
・NOx		—	●	●	—	149トン
・SOx		—	●	●	—	4トン
・POPs		—	●	●	—	該当なし
・VOC		—	●	●	—	768トン
・HAP		—	●	●	—	26トン
・PM		—	●	●	—	該当なし
・SO2		—	●	●	—	—
排気量削減計画(有無)		—	●	●	—	有り(2050年までにバリューチェーンで2005年比半減を目指す)
CO 排出量(千トン)		—	●	●	—	CO排出はありません
ODS 排出量(千トン)		—	●	●	—	該当なし
微粒子排出量(千トン)		—	●	●	—	該当なし
CO ₂ 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	334千トン
CO ₂ 間接排出量(千トン)		—	●	●	—	351千トン
CO ₂ 総排出量(千トン)		—	●	●	—	685千トン
メタン排気量(千トン)		—	●	●	—	—
NOx 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	0.149千トン
6フッ化硫黄 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	—
メタンガス直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—

NOx 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—
ハイドロフルオロカーボン 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	該当なし
有機フッ素化合物 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	該当なし
6フッ化硫黄 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	該当なし
■原材料						
☆ 使用した原材料の総量	EN1	—	●	●	—	791千トン
上記のうち、再生可能な原材料の量		—	●	●	—	6.33千トン
使用した原材料のうち、リサイクル材料の比率	EN2	—	●	●	—	0.8wt%
紙消費量(千トン)		—	●	●	—	0.91千トン
紙回収量(千トン)		—	●	●	—	0.83千トン
■環境貢献商品						
☆ 低減させた、商品に関する環境影響	EN27	—	●	●	—	環境貢献商品の比率は全製品の94.9%(2013年比1.9%増)、低燃費タイヤは42%となりました。
上記について測定方法や基準などの前提条件		—	●	●	—	社内規定に基づく審査で環境貢献商品を認定、日本自動車タイヤ協会(JATMA)の低燃費グレードにて低燃費タイヤを特定し、それらの売上比率から算定しています
使用済の製品や梱包材のリユース、リサイクル率	EN28	—	●	●	—	使用済み製品は、タイヤ:44%、工業品:32% 梱包材は、90%
上記データの収集方法		—	●	●	—	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています
エコフレンドリー包装政策(有無)		—	●	●	—	有り
気候変動対応新製品開発(有無)		—	●	●	—	有り
■環境に関する苦情処理制度						
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった環境に関連する苦情の総件数	EN34	●	—	—	—	把握していません
		—	●	●	—	環境に関連する苦情はありませんでした。
上記のうち、対応した環境に関連する苦情件数		●	—	—	—	把握していません
		—	●	●	—	該当なし
上記のうち、2014年度に解決した環境に関連する苦情件数		●	—	—	—	把握していません
		—	●	●	—	該当なし
以前から申し立てがあった環境に関連する苦情で、解決した件数		●	—	—	—	把握していません
		—	●	●	—	該当なし
□排水および廃棄物						
総取水量		—	●	●	—	8,660千m ³
総排水量(算出するのに使用した基準や条件等)	EN22	●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	6,885千m ³
		●	—	—	—	不明
上記の排水先ごとの内訳 ・河川、海などの地表水 ・地下水 ・下水道		—	●	●	—	上水道:6,030千m ³ 工業用水:747千m ³ 地下水・雨水:0千m ³ その他:107千m ³
排水の処理方法と水質(法規制有無、その規制値、自主規制値)		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	規制に応じ、中和・ろ過を実施
有害廃棄物の重量を、次の処分方法別に記載 ※有害廃棄物とは、発生の時点で国の法令により規定されているものを指します。						
リユース		—	●	●	—	該当なし
リサイクル		—	●	●	—	該当なし
堆肥化		—	●	●	—	該当なし
回収(エネルギー回収を含む)		—	●	●	—	該当なし
焼却		—	●	●	—	26トン
深井戸注入		—	●	●	—	該当なし
埋め立て		—	●	●	—	該当なし
現場保管		—	●	●	—	18トン
その他(詳細を記載ください)		—	●	●	—	PCB機器類を保管しています。
非有害廃棄物の重量を、処分方法別に記載 ※非有害廃棄物とは、その他すべての固体・液体廃棄物(排水を除く)を指します。	EN23	—	●	●	—	15,411トン
リユース		—	●	●	—	該当なし
リサイクル		—	●	●	—	9,256トン
堆肥化		—	●	●	—	該当なし
回収(エネルギー回収を含む)		—	●	●	—	該当なし
焼却		—	●	●	—	73トン
深井戸注入		—	●	●	—	該当なし
埋め立て		—	●	●	—	国内:ゼロ、海外:0.484千トン
現場保管		—	●	●	—	該当なし
その他(詳細)		—	●	●	—	該当なし
上記情報の根拠 (以下より選択をお願いします) ・自社で処分もしくは、処分を直接確認した ・廃棄物処分請負業者から提供された情報による ・廃棄物処分請負業者からの報告を受けていない			—	●	●	—

周辺の土壌や水、大気、生物多様性、人の健康被害を及ぼす、化学物質や石油、燃料の漏出の総件数と漏出総量	EN24	—	●	●	—	化学物質や石油、燃料の漏出はありません
漏出が及ぼした影響		—	●	●	—	該当なし
上記のうち、財務報告書で報告した漏出（結果的に賠償責任を負うことが想定されるものなど）について ・ 漏出場所 ・ 漏出量 ・ 漏出物の区分（以下から選択をしてください） ・ 石油 ・ 燃料 ・ 廃棄物 ・ 化学物質 ・ その他（詳細を記述してください）		—	●	●	—	該当なし
バーゼル条約付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅶで定められた有害廃棄物の下記に関する総量		—	●	●	—	該当なし
輸送した有害廃棄物	EN25	—	●	●	—	該当なし
輸入した 〃 （サプライヤーなど外部組織→横浜ゴムグループ）		—	●	●	—	該当なし
輸出した 〃 （横浜ゴムグループ→サプライヤーなど外部組織）		—	●	●	—	該当なし
輸送や輸出した廃棄物のうち、横浜ゴムグループで処理した有害廃棄物		—	●	●	—	該当なし
排水などにより著しい影響を受ける水域および土地の規模 ※次の基準に1つ以上当てはまる水域 ・ 当該水域の年間平均水量の平均5%以上にあたる排水を行っている水域 ・ 自治体や専門家から影響を及ぼしている（今後及ぼす）ことが認識されている水域 ・ 絶滅危惧種の動植物が生息する水域 ・ 国内・国際的に指定された保護地域（ラムサール条約の登録湿地など） ・ 生物多様性の観点から高い価値があると認められる水源 ・ 地域コミュニティにとって高い価値があると認められる水源	EN26	—	●	●	—	自治体や専門家から影響を及ぼしている（今後及ぼす）ことが認識されている水域：桧尻川（三重工場）
上記水域は、国際的または国内的に保護地域に指定されているか。		—	●	●	—	指定されていません。
上記水域の生物多様性の価値（保護種の数など）		—	●	●	—	該当なし
廃棄物削減政策（有無）		—	●	●	—	有り
総廃棄物量（千トン）		—	●	●	—	20.367千トン
廃棄物回収量（千トン）		—	●	●	—	19.883千トン
埋立地への廃棄量（千トン）		—	●	●	—	0.484千トン
□コンプライアンス						
発生した環境事故、環境トラブルで、罰金や罰金以外の制裁措置 ・ 罰金の総額 ・ 制裁措置の件数（罰金以外）	EN29	—	●	●	—	罰金の総額：なし（ゼロ） 制裁措置の件数（罰金以外）：1件
環境コンプライアンス監査タイプ（外部監査の有無）		—	●	●	—	有り
□輸送・移動						
製品や従業員の移動から生じる著しい環境影響 ・ エネルギー使用量 ・ 大気への排出 ・ 排水 ・ 廃棄物 ・ 騒音 ・ 化学物質などの漏出	EN30	—	●	●	—	製品輸送、従業員の移動により、車両・旅客を利用するため、エネルギー使用量、大気への排出が著しい環境影響となります。
上記の影響の緩和方法		—	●	●	—	積載率アップ、モーダルシフトを実施しています。
上記の影響の把握方法		—	●	●	—	物流部門による出荷管理情報より
□環境会計						
環境保護目的の総支出と総投資額	EN31	—	●	●	—	16,748百万現地通貨
□気候変動による財務上の影響						
気候変動が事業に及ぼす財務上のリスクと機会	EC2	—	●	●	—	リスク 行政・顧客からの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、原料調達費用の増加などがあります。 機会 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品（低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど）の販売拡大などがあります。
ISO 14001 認証事業所		—	●	●	—	29事業所
所有地・事業所数		—	●	●	—	所有地数：31、事業所数：35（拠点数）
認定所有地・事業所（%）		—	●	●	—	94%
企業の持続可能性への投資（百万現地通貨）		—	●	●	—	5,154百万円
環境サプライチェーン管理政策（有無）		—	●	●	—	有り （調達方針に沿ってグリーン調達・CSR調達を実施）
構造物緑化（グリーンビルディング）政策（有無）		—	●	●	—	有り（グリーンカーテン）
環境管理政策（有無）		—	●	●	—	有り
国連GC（加盟・非加盟）		—	●	●	—	加盟

公正な事業慣行

■:マテリアリティ ☆KPI

※GRIガイドライン第4版の該当項目

		バウンダリー				実績
■サプライヤーの環境評価	GRI※	上流	自社		下流	2014年度
			単体	連結		
☆ 環境影響評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	EN32	—	●	●	—	100%
環境影響評価の対象となるサプライヤーの数	EN33	—	●	●	—	約2,000社
著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数		—	●	●	—	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの環境影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの環境影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし
環境影響に関する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	29社（5.5%） ※一定取引のある監査対象社に対して実施
サステナビリティ・サプライヤーガイドラインESG開示（有無）		—	●	●	—	購買基本方針を公開し、対応を要請しています
監査済供給業者数		—	●	●	—	—
供給業者監査実施数		—	●	●	—	—
監査済供給業者施設数		—	●	●	—	—
■サプライヤーの労働慣行評価						
☆ 労働慣行に関する評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	LA14	—	●	●	—	100%
労働慣行に関する影響評価の対象となるサプライヤーの数	LA15	—	●	●	—	約2,000社
労働慣行に関する著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数		—	●	●	—	労働慣行に関する著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし
労働慣行に関する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	29社（5.5%） ※一定取引のある監査対象社に対して実施
■サプライヤーの人権評価						
☆ 人権に関する評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	HR10	—	●	●	—	100%
人権に関する影響評価の対象となるサプライヤーの数	HR11	—	●	●	—	約2,000社
人権に関する著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数		—	●	●	—	人権に関する著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし
人権に関する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	29社（5.5%） ※一定取引のある監査対象社に対して実施
■サプライヤーの社会への影響評価						
☆ 社会への影響評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	SO9	—	●	●	—	100%（74社）
社会への影響評価の対象となるサプライヤーの数	SO10	—	●	●	—	約2,000社
社会への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数		—	●	●	—	著しいマイナスの社会影響があると特定したサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし
社会への影響を確認する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	29社（5.5%） ※一定取引のある監査対象社に対して実施
サプライチェーン社会的リスク管理（有無）		—	●	●	—	CSR活動に対する取引先さまとの勉強会とアンケート調査を行っています。 また、取引に関する苦情や相談窓口を設置しています。

■社会への影響に関する苦情処理制度						
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった社会への影響に関連する苦情の総件数	SO11	●	—	—	—	不明
上記のうち、対応した社会への影響に関連する苦情件数		—	●	●	—	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。
上記のうち、2解決した社会への影響に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明
以前から申し立てがあった社会への影響に関連する苦情で、解決した件数		—	●	●	—	該当なし
		●	—	—	—	不明
		—	●	●	—	該当なし
		—	●	●	—	該当なし
□重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出比率						
重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出比率	EC9	—	●	●	—	海外拠点での現地調達率は、中国で約90%、ロシアで約50%となっています。
□腐敗防止						
腐敗に関するリスク評価の対象となっている事業の総数と比率	SO3	—	●	●	—	国内外生産・販売会社計35事業拠点（100%）
リスク評価により特定した腐敗関連のリスク		—	●	●	—	—
腐敗防止に関する企業の方針を周知され、研修を受けた人数と割合を次のカテゴリー別に報告してください。 ・取締役会 ・全従業員 ・取引先	SO4	—	●	●	—	取締役会：8名(30%) ※対象は役員 全従業員：364名(7%)（単体） 取引先：342名(17%)
発生した腐敗事例の数	SO5	—	●	●	—	腐敗事例はありませんでした
上記事例で解雇または懲戒処分を受けた従業員数		—	●	●	—	該当なし
上記事例が原因で、取引先と契約破棄または更新拒否を行った件数		—	●	●	—	該当なし
企業倫理ポリシー（有無）		—	●	●	—	有り（行動指針・購買行動規範）
賄賂防止倫理ポリシー（有無）		—	●	●	—	有り（行動指針・購買行動規範）
内部告発者保護ポリシー（有無）		—	●	●	—	有り（行動指針・購買行動規範）
□コンプライアンス						
反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、法的措置を受けた事例	SO7	—	●	●	—	該当なし
法規制への違反に対する罰金などの制裁措置	SO8	—	●	●	—	該当なし

消費者課題

■:マテリアリティ ☆:KPI

※GRIガイドライン第4版の該当項目

指標		バウンダリー				実績
■顧客の安全衛生	GRI※	上流	自社		下流	2014年度
			単体	連結		
主要な製品で、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	PR1	—	●	●	—	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体(デザインレビューなど)を通して製品安全性評価を実施しました。その2014年度実施率は、100%です。
☆ 製品の安全に関わる規制や、自主的規範に違反した事例の件数	PR2	—	●	●	—	製品安全に係る規制や自主的規範に違反した事例はありません。 法令違反ではありませんが、当社責任におけるリコールを1件(タイヤ)実施しました。
■製品およびサービスのラベリング						
当社グループの製品について、以下の項目で、ラベリングによる情報開示が社会から求められている項目(有/無 で回答) 1)製品の部材調達に関する情報 2)環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報 3)製品の安全な使用に関する情報 4)製品の処分および環境・社会に与える影響に関する情報	PR3	—	●	●	—	1)無し 2)有り(SDS) 3)有り(タイヤの空気圧・残溝の表示) 4)有り(梱包材・容器)
上記で「有」に該当する製品数の割合		—	●	●	—	100%
☆ 製品のラベリングに関する規制や、自主的規範に違反した事例違反があった場合は件数	PR4	—	●	●	—	製品のラベリングに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。
顧客満足度調査の結果と主な結論	PR5	—	●	●	—	実施しており、その結果を製品開発に反映しています
■マーケティングコミュニケーション						
特定の市場で販売が禁止されているもの、公の議論の対象となっている製品(それらの製品についての対応方法)	PR6	—	●	●	—	スパイクタイヤの販売禁止の市場では、スタッドレスタイヤの普及・販売を行っています
☆ マーケティングコミュニケーションに関する規制や、自主的規範に違反した事例	PR7	—	●	●	—	マーケティングコミュニケーションに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。
■コンプライアンス						
☆ 製品の提供や使用に関する法律や規制の違反に対する、罰金金額	PR9	—	●	●	—	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例はありません。
□顧客プライバシー						
顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立て	PR8	—	●	●	—	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

■:マテリアリティ ☆:KPI

※GRIガイドライン第4版の該当項目

指標		バウンダリー				実績
■地域コミュニティ	GRI※	上流	自社		下流	2014年度
			単体	連結		
☆ 地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを行った事業拠点の割合 1) 正式な地域コミュニティ苦情処理システムの設置・運用 2) 地域コミュニティのニーズに基づく開発プログラムの実施 3) 環境影響評価および継続的なモニタリング	SO1	—	●	●	—	1) 地域からの苦情受付窓口は、国内外生産・販売会社計35拠点全てに設置しています。(100%) 2) 地域に対する社会貢献活動は、国内外生産・販売会社計35拠点全てで実施しています。(100%) 3) 法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。
進出、操業、撤退することにより、地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業 ・地域コミュニティの物理的、経済的な孤立度 ・コミュニティにおける男女平等の程度など、社会経済的な発展のレベル ・衛生や教育などの社会経済インフラの状態 ・有害物質の使用による健康への影響 ・汚染物質の排出による環境への影響 ・自然資源の消費 ・地域コミュニティ内からの雇用と解雇	SO2	—	●	●	—	・進出・操業において、その地域の環境・社会リスクを確認し、最小限の環境負荷と雇用創出を心掛けており、著しいマイナスの影響はありません。 ・撤退においては、汚染などがない運用を行っており、環境リスクはありません。地域雇用により若干の影響があります。
■地域での存在感						
☆ 重要事業拠点における、その地域で決められた最低賃金と、横浜ゴムグループが支払っている最低給与との比率(男女別)	EC5	—	●	●	—	国内外生産・販売会社計35拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。
重要事業拠点がある地域に、決められた最低賃金があるか否か		—	●	●	—	地域に決められた最低賃金はあります。
上記、「重要事業拠点」の定義		—	●	●	—	生産拠点のある国・地域
重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	EC6	—	●	●	—	—
上記、「上級管理職」の定義		—	●	●	—	部門長・工場長クラス
上記、「地域コミュニティ」の地理的な定義		—	●	●	—	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシアなど12カ国
□インフラ投資および支援サービスの展開と影響						
インフラ(水供給設備や道路、学校、病院など)投資や、公共の利益につながる支援を行った事業拠点数と内容の報告と分類(商業目的/現物支給/無償)	EC7	—	●	●	—	国内外生産・販売会社計35拠点で現物支給を無償で行っています。 また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。 学校や施設に、タイヤ、文具(教材)、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。
地域社会活動費(百万現地通貨)		—	●	—	—	37百万円
持続可能投資/資本的支出比率		—	●	●	—	16,748百万円
地域社会活動費/税引前利益(%)		—	●	●	—	—